

卸売市場部会第2回ヒアリング（7月7日）における発言要旨

全国魚卸売市場連合会

会員の約8割が反対であり、特に産地市場に近い会員が反対しており、会員の大多数をしめる弱小の地方卸売市場の関係もあり、今回の手数料等の自由化についてはかなり慎重な審議をお願いしたい。

他方、消費地市場については委託商品は少ないので、委託手数料の自由化は大きく影響しない。自由化されると利益率（利益）が低下するのではないかと懸念されているが、逆に、原価意識が高まるのではないかと考えており、いろいろな意味で費用がかかっていることをきちんと計算した上で利益を出していく必要があると考えている。

また、近年小売より、鮮度維持のために流通全体のコールドチェーン化を求められており、低温の流通センターを作るとともに、取引の仕方もコンピューターラインで出荷、取引、配送等をするシステムを作る必要があると考えている。

全国青果卸売協同組合連合会

卸売手数料等の問題は中長期課題であった。唐突に何の準備もないままに提起されたことに奇異を感じる。

「卸売手数料と関連を有する完納奨励金」との取り上げ方については、手数料、出荷奨励金と完納奨励金とは単に卸売業者の収入と支出といった点での関わりであり、切り離して考えるべきものである。

卸売手数料は本来卸売業者の問題であるが、自由化した場合卸売業者の過当競争の激化をもたらし、中央卸売市場の本旨にもとる結果となり、そのことが青果物の安定的な供給に支障を来すのではないかと考えている。

市場外流通との競争力の強化として、何故卸売手数料の自由化や完納奨励金の廃止のみが取り上げられるのかは疑問である。

完納奨励金については、卸売代金の回収コストとの関連のみ取り上げられているが、早期確実な支払やその保証、市場信用の向上や卸売業者の財務への寄与等の機能を十分評価するべきであり、必要不可欠なものである。

全国水産物卸組合連合会

我が団体では全国の会員にアンケートを行い、その結果を基に正副会長会を行ったところ現時点では卸売手数料については自由化反対という意見に至った。

すなわち、卸売手数料の自由化は、卸売業者の過当競争をもたらし、弱小の卸売業者を窮地に立たせることにつながり、また、委託集荷を減少させ、

買付集荷が増えることになれば、仲卸の評価機能が弱まり、仲卸業者の存在そのものが問われることになる。更に、卸売市場の集配センター化、卸売業者の寡占化、仲卸業者の否定につながり、卸売市場制度の根幹を揺るがすことになると思われる。

手数料については、今後考えていかなければいけない問題であると認識はしているが、今すぐに結論を出すべきではない。IT革命、Eコマース等情報化の進展等が今後どのように卸売市場制度に影響するのか等おこりうる環境の整理をし、その上で時間をかけて議論をすべきである。

手数料の自由化と完納奨励金とは、性格を異にする問題である。完納奨励金については、仲卸が代金を完納することにより、卸売業者は出荷者に、早期確実な支払いを保証するとともに卸売業者の財務の信用を確保し、安定的な出荷を促すものである。代金決済が確保されているのが市場の大きなメリットであり、市場信用を失墜させることに繋がる完納奨励金の廃止には反対である。

東京食肉市場卸商協同組合

手数料の自由化は、市場法の改正のときにも議論はなく、改正法の施行の矢先というときに話が出て大変驚いており、あまり結論を急がないでほしい。

卸売手数料の自由化により卸売業者の利益が減少し、出荷奨励金、完納奨励金の引き下げが懸念されるところである。他方、完納奨励金は本来卸売手数料と切り離して考えるべき性格のものである。

食肉の卸売業者は牛肉自由化後、営業不振が続いており、こういう場合には卸売手数料の引き上げも考えられるが、それは業者の自主性に依じてやるものであり、いずれにしても、農林水産省が行う卸売手数料の自由化については時期尚早ではないか。

完納奨励金は代払い制度の維持に寄与しており、代払い制度によって支払が適切に行われ市場が発展しており、また食肉においては仲卸の立て替え期間が長く、資金繰りが厳しいため、組合員に対する融資を行っているがこうした組合の経営基盤にとって完納奨励金は不可欠である。

全国中央卸売市場花き仲卸業者協会

花き仲卸業者については、青果、水産、食肉と違って零細な企業の集まりであり、今回の手数料自由化については、会員のほとんどで反対の意見が強い。

現在の料率9.5%は決して高いものではなく、これを下回ったら地方の卸売業者は総崩れになるのではないかと、そうなると仲卸、小売もやっていけなくなってしまうと懸念される。

また、大都市にだけ商品が流れるということになると、地方へはそこから転送等により届けられることになるので、その分小売価格が割高になることも考えられる。

卸売手数料が自由化されると、価格競争等で業界が乱れ卸売市場法そのものも存在しなくなるのではないかと心配している。現在の制度のままやっていただきたい。

全国青果物商業協同組合連合会

現在の定率手数料制により、どこの市場に出荷しても同じ手数料であるということが、生産者が安心して出荷ができ、集荷の安定につながっている。

手数料が自由化されれば、大きな荷受けが手数料を下げた全国から荷を引き寄せるので、地方の卸が窮地におちいり市場の公正性が保たれなくなる。

完納奨励金については、卸売業者が3、4日で代金を回収し、販売から1週間以内に生産者に代金を支払えるのも代払い制度があるからであり、その運営を支えている完納奨励金は必要である。

完納奨励金は単なる代金の完納に対する謝礼ではなく、支払いの保証、集金業務にかかる対価である。これがなくなれば、卸売業者は自ら代金回収を行わなければならない、これは並大抵なことではないはずである。

地方の卸売業者に聞いたところ、今でも買付でないと荷が集まらないのに、手数料が自由化になれば益々買付が増えるであろうとのことである。買付が増えると利幅が薄くなり、経営の悪化が心配される場所である。

卸売業者がしっかりしていないと、そこから仕入れる八百屋も生きてはいけない。こういった現状を理解した上で現行制度を維持していただきたい。

日本果物商業協同組合連合会

自由化の方向は、原則としてはこれを認めるものの何でも自由化ではなく、自由化を求めるときの担保は公開制度のもと自律と罰則が必要である。

自由化を想定した場合、第三者販売、市場外流通、場内流通と取引が活発化することも想定されるが、卸売市場流通については公正、公平、透明性、効率が確保されなければならないと考えている。

現行の完納奨励金は協同組合組織の根幹であり、必要不可欠のものである。その代払制度維持にはコストがかかっている。これについて当事者(生産者、卸売業者、仲卸業者、売買参加者)全体の十分な話し合いが必要である。

卸売市場を通せば、何処でどのように取引が行われたかを公開してほしい。当連合会としては完納奨励金の廃止又は自由裁量には反対である。

(社)全国食肉買参協会

食肉の卸売市場においては、買参人が適正な値づけをし、これを公表することで適正な取引が行われていると考えている。

川上、川中、川下のうち、川中の卸売市場のみを自由化することになるのかという疑問をもっている。

手数料自由化については、行き過ぎると悪影響がでるのではないかと懸念している。

完納奨励金については、組合の維持のために必要なものであり、是非とも存続してほしい。

(社)日本生花商協会

花商の実情は、その殆どが零細業者であり、他の業界（青果、水産等）と同一に取り扱われるのは苦痛に耐えない。

手数料を自由化すれば、大都市の市場に荷が集中し、全国に点在する市場に荷が集まらず、結果的に大市場からの転送を受けるようになってしまい、鮮度が保持できないことが想定される。このため手数料自由化は改正を一気にではなく、幾多のトライアルをし段階的にしていただけるようお願いしたい。

完納奨励金については、私見としては、支払いをきちんとしているところにはもっと多く奨励金を出し、悪いところはペナルティーを課すようにさせていくことが必要と考える。

(社)日本生花通信配達協会

卸売手数料については、先に意見を述べられた日本生花商協会と全く同じ意見であり、我々も年商平均3100万円、従業員3.6人という零細な業種であり、手数料自由化が行われれば直接ではないが、影響を受けることは必至であり、自由化には反対である。

完納奨励金については、手数料自由化同様、絶対反対である。完納奨励金によって維持している協同組合というものがあることを理解してほしい。

今後、卸売市場部会での検討に当たっては、花き業界の諸問題について調査を行ってほしい。

日本スーパーマーケット協会

現在の手数料等についての規制は存続すべきで、自由化については反対である。

米国のスタンダードとして規制は悪であり自由が正義であるとなっているが、単なるアメリカ式の弱肉強食はよくない。その国々の歴史、文化、国民性等の問題もあり、欧州では自国の産業を保護するために様々な規制を課している。

卸売市場法は、卸売市場の関係者に非常に厳しい制約・条件をつけていることから、この市場法の中で経営をするのであれば、現状の手数料等が永い間に築き上げられてきたものであることにもかんがみ、現在の風潮で安易に自由化するのは反対である。

自由化すれば、小売りの世界のように過当競争が激化し、大きいところは良いが、小さいところは潰れていくという状況が予見できるので反対である。

(社)日本フードサービス協会

卸売手数料の自由化については、基本的に自由化すべきであると考えている。ここ10数年で市場外流通が増えてきたのも固定的な手数料が大きな要因ではないか。公設市場設置の背景と期待される役割からすると、ある種のルールは必要であるが、健全なビジネスの発展から考えると、手数料は当事者間で自由闊達に決めるべきである。

最近、外食産業ではこだわりの生産物等多種多様な原料調達へのニーズが高まっており、市場の持つ情報収集・集荷能力に期待している。手数料は取引における最も重要な価格形成要因である。それが自由化されると競争が活発化し、外食サイドのニーズに直結した取引が推進されるなど、卸売市場の機能がさらに強化されるのではないか。

現在の流通は生産者と消費者との結びつきを強め、その取引の透明度を高めることをより求めている。市場の手数料自由化により、利用者が市場に最も期待する情報力、マーケットに敏感な人材、個性ある施設等の優劣が取引に反映され、その透明度はより一層高まるのではないか。

藤谷 築次 京都大学名誉教授

現行の卸売市場法は大正12年制定の旧中央卸売市場法の行政主導の理念を全面的に引き継いできたものであり、卸売市場問題の本質はこの制度の見直しの立ち後れにより、特に取引制度面において卸売市場を取り巻く情勢の変化に対応しきれなくなってきたことにある。

卸売手数料問題については、現行制度が国の卸売業界への護送船団的保護と規制の基本的な手段となっており、この見直しに取り組むことは画期的なことである。しかし、関係業界からの批判にもあるとおり、手数料制度を市場制度全体の見直しと切り離して考えることは適切とは言い難い。

今回の当局からの見直し提案は唐突との感は拭えず、今後の対応方向については、3年くらいをかけて現行卸売市場制度全体の見直し検討を行い、卸売市場の活性化につなげて欲しい。その際には、制度の理念として行政責任主義から、業者責任主義への転換が必要である。

同時にこの見直し期間に、業者の発想の転換と体質改善、業界の合併統合等による一大再編に向けて、国の指導力を発揮していただきたい。